

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2015年4月9日

No.22

職場の安全確立を求めて団体交渉開催！

～組合員の切実な要求をぶつける～

中央本部は4月3日10時より、春闘要求である申第10号「安全確立・事故防止に向けた申し入れ」に基づく団体交渉を行いました。主な交渉内容は以下の通りです。

1、冬季ブレーキ対策について

組合：実際に命を落としかけた社員がいる。この対策で最も重要なのはブレーキ力の確保である。その具体策を早急に策定し実施すること。

会社：ブレーキ力の確保は制輪子と当面の間に介在する着氷雪をいかに排除するかであり、会社として新たなハード対策についてJR総研に調査を依頼している。その結果を基に出来る対策は講じる。

2、ユニットブレーキ装着車のブレーキテストについて

組合：ブレーキテストは重要な機能検査であるが、ユニットブレーキは冬季を中心に「打音」や「ストローク」による確認が出来ない。手順を明確にするとともに、関係社員への教育を行われたい。

会社：2月に現地を視察し担当者への聞き取りも行っているが、これまでと同様に打音やストロークで制動状態が確認できることが認められた。これまでと同様で問題ないと考えている。教育についてはその業務の重要性を含めた教育を行なう。

3、「寝無し運転」の絶滅に向けて

組合：我々が求めているのは通達の再周知ではなく、各地で寝無し運転が常態化するなか、非常予備要員の配置など要員措置を含めた対策である。休養申告制度が機能していない現実を会社は認識しているのか。

会社：そのような状況が発生していることは認識しているが、寝無し運転全てが駄目だとは言えない。その時の状況によって判断することはあると考えている。

組合：本人が休養を申告しているのに、その判断を第三者が覆すことがなぜ出来るのか。安全確保の為に講じた対策が形骸化するほど職場の状況は厳しい現実にあることを認識するべきだ。本人の申告を尊重する体制の構築を図ることであり、そのために交代乗務員を配置することが必要である。

会社：要員需給が厳しい中で、本人の判断に対して当直が乗務するように指示を出したケースがあることは会社として認識している。現状の中で出来る対策は会社としても講じるが、組合の指摘は承る。

4、ATS-P更新用地上子の増設について

組合：更新用地上子の設置個所の問題で、信号現示と保安設備が指示する速度が一致していない現実がある。本来、運転業務は信号現示を注視して運転することが基本であり、パターン表示に注意がとられ運転する現状は問題がある。早急に対策を講じること。

会社：支社からも同様の意見が出されており、実際に各旅客会社に対して意見として伝えたが、更新用地上子は保安設備のルールに則って設置されており、増設は難しいとの回答であったが、引き続き旅客会社と協議していきたい。

鉄道貨物輸送に携わる企業として安全確立は至上命題であり、そのためには働く者の立場に立った細やかな事故対策が不可欠です。中央本部は引き続き会社の安全を最優先する職場風土確立の取り組みを継続的に進めていきます。なお、詳細については議事録を参照してください。

以上